

経済産業省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
98	B	土地利用(農地除制緩和)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主要大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また、離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が異なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(簡案書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。	有(5法比較表)	
326	B	土地利用(農地除制緩和)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	山口県 広島県	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 【個別事項】 (半島振興法) 計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示しているものであるが、半島振興法については平成27年中の主要大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示しており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和60年に10年間の時限法として制定され、本年3月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。 (離島振興法) 平成25年4月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。 また、離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が異なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。) 【半島振興法、離島振興法】 関係府省から技術的助言をいただいているところであるが、記載項目の助言は、チェックリスト(簡案書き)にする等わかりやすいものとし、作成例として示される様式には具体的な記入例をお示しいただきたい。	有(5法比較表)	

経済産業省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該趣旨をく<平成28>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該趣旨をく<平成28>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
98	北海道、富山県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、宇和島市	<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町 ○過疎、山村振興、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) ・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 ・庁内での調整、その後県内市町との調整 ・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 ・国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 ・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 ・国からの意見への対応 ・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 ・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (過疎方針・計画) ・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 ・過疎方針策定について庁内での調整 ・市町に過疎計画策定について作業依頼 ・H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を自衛に過疎計画の議案提出 今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があります。県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があると、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。”</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があると、事務に係る負担は大きいと、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であっても、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	<p>6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>	通知等	地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	
326	北海道、富山県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、宇和島市	<p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。</p> <p>また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。</p> <p>○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市1町 ○過疎、山村振興、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) ・H27.4.1 半島振興計画策定依頼 ・庁内での調整、その後県内市町との調整 ・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限 ・国からの意見への対応、庁内での再調整、県内市町との再調整 ・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限 ・国からの意見への対応 ・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限 ・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付) (過疎方針・計画) ・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知 ・過疎方針策定について庁内での調整 ・市町に過疎計画策定について作業依頼 ・H27.10.20 過疎方針正式提出 ・市町は12月議会を自衛に過疎計画の議案提出 今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があります。県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があると、事務量の増加につながっている。</p> <p>○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同様の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。”</p> <p>○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があると、事務に係る負担は大きいと、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【全国市長会】 計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。</p>	<p>【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であっても、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合には、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。</p> <p>【特定農山村法】 見解でお示しいただいたとおり、本法は時限法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の改定が一斉に必要となる等の機会は想定されない。</p> <p>また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらに、作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、国が関与しない仕組みであることから、国がスケジュール調整を行うような機会は想定されない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に関する諸計画の方向と矛盾することがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の根拠となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が重複した場合に関係府省によりスケジュール調整を行うものには当たらないと考える。</p>	<p>【再掲】 6【経済産業省】 (3)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。</p>	通知等	地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。	